

## 群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(案)の概要について

### 1 規則制定の経緯について

個人情報の取扱いルール在全国統一化等を目的に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条による個人情報の保護に関する法律(以下「法」)の改正が令和5年4月1日付けで行われる予定であり、それに伴い現行の群馬県個人情報保護条例(以下「現行条例」)は同日付けで廃止することとなります。

そのため、現行条例に基づき定められている群馬県個人情報保護条例施行規則(以下「現行規則」)についても同日付けで廃止し、令和5年度以降の法及び群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関し知事が保有する個人情報の保護等に関する事務について必要な事項を定める群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(以下「施行規則」)を制定するものです。

### 2 施行規則(案)における現行規則からの主な変更点

#### (1) 定義の統一化に伴う規定の削除

法や政令等において用語の定義が統一化されるため、現行規則の「個人識別符号」や「要配慮個人情報」についての規定は削除する。

#### (2) 個人情報ファイル簿の様式追加

法により「個人情報ファイル簿」の作成が義務づけられることから、その様式を定める。

#### (3) 個人情報保有事務登録簿の記載内容

法改正に伴い、現行条例で定めている要配慮個人情報の収集根拠やオンライン結合に係る記載が不要となることや個人情報ファイル簿の作成が義務づけられることから、登録簿の記載項目及び様式を修正する。

#### (4) 開示請求関係

##### ①開示請求の受付

現行では開示請求は原則事務所の窓口での受付に限定しているが、法改正後は窓口、郵送、電子申請受付システムの中から請求者が請求方法を選択できるようになるため、それに伴う様式類を修正する。

##### ②開示決定通知等の様式

個人情報の全部を開示しない旨の決定に係る通知書の様式を現行の4つの決定区分に応じた様式から1種の様式に統一するもの。また、その他法等の規定に合わせて、通知等の様式の記載項目を修正する。

##### ③郵送による開示費用の納入方法

<現行の運用>

担当課が納入通知書を開示決定通知書に同封して請求者に送付し、請求者に納

入通知書により費用を納付いただく。

<改正後>

本県の公文書の開示請求制度と同様、請求者に開示に係る費用分の現金書留又は郵便為替を担当課に郵送していただくことで費用を納入いただく。ぐんま電子申請受付システムにより開示請求をした場合は、電子納付 (Pay-easy) により費用を納付いただく予定。

#### ④開示費用の変更

個人情報の写しの作成に係る人件費や記録媒体単価の減額による費用の見直しにより、下記表のとおり CD-R 及び DVD-R による開示費用を一部修正。

	現行の開示費用	令和5年度以降の開示費用
白黒コピー	10円/枚	10円/枚
カラーコピー	50円/枚	50円/枚
CD-R	200円/枚	100円/枚
DVD-R	220円/枚	120円/枚

※白黒コピー、カラーコピーによる開示費用は変更ありません。

※CD-R 及び DVD-R の減額は、令和5年4月1日以降にされた個人情報の開示請求が対象となります。

※文書等をスキャナにより読み取って CD-R 及び DVD-R に記録する場合、現行に引き続き当該文書等1枚につき10円の費用が必要となります。

### 3 施行日

令和5年4月1日